

トップアスリート育成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人福岡県スポーツ推進基金(以下財団という。)は、トップアスリート育成助成金(以下、「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるため、この要綱を定める。

(助成の対象となる活動等)

第2条 この助成金による助成の対象となる活動(以下、「助成対象活動」という。)、助成の対象となる者(以下、「助成対象者」という。)及び助成の対象となる経費(以下、「助成対象経費」という。)並びに助成金の額は別記1(トップアスリート活動助成)から別記2(イノベーション導入助成)に定めるとおりとし、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、助成対象者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、助成金を交付しない。

2 助成対象期間は、別に定める場合を除き、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(交付の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者(以下、「助成金交付申請者」という。)は、あらかじめ助成金交付申請書を別に定めるところに従い、公益財団法人福岡県スポーツ推進基金理事長(以下、「理事長」という。)に提出するものとする。

2 助成金交付申請者は、別記1は助成対象者とし、別記2は助成対象者またはその所属する団体とする。

(交付の決定)

第4条 理事長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、必要に応じて財団が設置する審査委員会の議に付し、助成金を交付すべきと認めたときは、助成金の交付を決定し、助成金交付申請者に助成金交付決定通知書を送付する。

2 理事長は、前項の場合において適正な交付を行うため、必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して助成金の交付の決定をすることができる。

3 理事長は、審査の結果、助成金を交付しないと決定したものについては、助成金交付申請者にその旨を通知する。

(申請の取下げ)

第5条 前条第1項の助成金交付決定通知書を受領した者(以下、「助成決定者」という。)は、当該通知による助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受領した日から10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(助成活動の遂行)

第6条 助成決定者は、助成金の交付の決定の内容(次条に基づく承認をした場合は、その承認された内容。以下同じ。)及びこれに付された条件その他この要綱に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成金交付決定通知書を受領して行われる助成対象活動(以下、「助成活動」という。)を行わなければならない。いやくも助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(計画の変更の承認)

第7条 助成決定者は、助成対象経費の配分額を変更しようとするとき、又は助成活動の内容を変更しようとするときは、あらかじめ助成活動変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合については、この限りでない。

(1) 第4条第1項の規定により認められた助成金の交付決定額に影響を及ぼさない範囲内で、助成活動ごとの助成対象経費の20%以内の額を変更する場合

(2) 助成活動の目的及び能率に関係がない事業計画の細部を変更する場合

2 理事長は、前項の助成活動変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当であると認めたものについて、助成活動変更承認通知書を助成決定者に送付するものとする。

3 理事長は、前項の場合において、必要に応じ、助成活動変更承認申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

(助成活動の中止)

第8条 助成決定者は、助成活動を中止しようとするときは、助成活動中止承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成金受給資格の喪失)

第9条 助成決定者は、助成対象者の要件を満たさなくなった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成活動遅延の報告)

第10条 助成決定者は、助成活動が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又はその遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第11条 理事長は必要があると認めるときは、助成決定者に対し、助成活動の遂行及び収支等の状況について報告を求め、又はその状況を調査することができる。

2 別記1の助成決定者は、9月30日までの助成活動の遂行状況について、10月10日までに状況報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成活動等の遂行等の命令)

第12条 理事長は、助成決定者が提出する報告等により、その者の助成活動等が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成活動等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、助成決定者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成活動等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第13条 助成決定者は、助成活動を完了したとき(中止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第14条 理事長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績が、助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書を助成決定者に送付するものとする。

2 理事長は、助成決定者に交付すべき額を確定した場合において、既に確定額を超える助成金が交付されているときは、確定額を超える部分の助成金の返還を命ずることとする。

(助成金の支払)

第15条 理事長は、前条の規定に基づき交付すべき助成金の額を確定した後、助成決定

者に対して精算払いを行うものとする。ただし、必要があると認められる場合に限り、助成金の一部につき概算払いをすることができる。

- 2 助成決定者は、助成金の精算払い又は概算払いを受けようとするときは、精算払(概算払)請求書を理事長に提出しなければならない。
- 3 別記2に係る概算払いは、原則として支払明細書上の支払い済み又は支払が確定している経費に係る助成金の支払いに限る。

(是正のための措置)

第16条 理事長は、第13条の報告を受けた場合において、その実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成活動等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成決定者に対して命ずることができる。

- 2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成活動等について準用する。

(交付の決定の取消等)

第17条 理事長は、第8条の規定による助成活動の中止の申請があった場合又は第9条の規定による助成金受給資格の喪失の報告があった場合、及び次の各号に該当する場合は、第4条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成決定者が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件又はこの要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 助成金の交付の申請、計画変更又は実績の報告について不正の事実があった場合
 - (3) 助成決定者が、助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
 - (4) 助成決定者が、助成活動等に関して不正、怠惰その他不適当な行為をした場合
 - (5) 助成決定者が、その他この要綱に違反した場合
 - (6) 助成決定者が、世界アンチ・ドーピング規程、日本アンチ・ドーピング規程又はスポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成31年3月文部科学大臣決定)を遵守していないと認められる場合
 - (7) 交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じた場合
- 2 前項第1号から第7号の規定は、助成活動について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 理事長は、第1項に基づく交付決定の取り消しを行ったときは、交付決定取消通知書により助成決定者に速やかに通知するものとする。

(助成金の返還)

第18条 理事長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合にお

いて、助成活動等の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 理事長は、別記1の助成決定者に対しては、交付要綱第17条及び第18条に基づき、助成活動の中止、助成金受給資格を喪失した月数(助成活動の中止、助成金受給資格を喪失した月を除く。)に相当する額の助成金の返還を命ずるものとする。
- 3 前2項の返還は、助成決定者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超過した助成金が交付されているときも同様とする。

(加算金及び延滞金)

- 第19条 助成決定者は、第17条第1項第1号から第6号の理由により交付の決定を取り消され、前条第1項の規定による助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95%の割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。
- 2 前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。期限内に納付しなかったときは、助成決定者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。
 - 3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成決定者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(実施結果の活用)

- 第20条 助成決定者は、助成活動の完了後も助成活動の実施により得られた知見や経験を活用し、競技力の向上に努めなければならない。
- 2 助成対象期間を超える期間の競技力向上計画を提出している別記2の助成決定者は、計画が終了するまでの間、毎年4月10日までに過年度の成果を競技力向上計画進捗状況報告書により理事長に報告しなければならない。

(財産の管理等)

- 第21条 別記2の助成決定者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、助成活動の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

- 第22条 別記2の助成決定者は、助成活動により取得し、又は効用が増加したと理事長

が認める財産を、ほかの用途に使用、譲渡、交換、貸付、又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の承認を行った場合は、取得財産処分承認通知書により助成決定者に通知するものとする。
- 3 第1項の承認が必要な財産は、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円以上の財産であって、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過していないものとする。
- 4 理事長は、理事長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができる。

(助成金の経理)

第23条 助成決定者は、助成活動の経理について、収支簿を備え、他の経理と区分して助成活動の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにするとともに、当該収支簿及び収支に関する証拠書類を、助成活動の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(助成活動等の公開等)

第24条 助成決定者は、助成活動の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を公開するものとする。

- 2 理事長は、助成活動等により得られた成果を任意の方法又は媒体により第三者に開示又は公表し、また、非営利目的のため自ら利用し、又は第三者に利用させることができる。

(債権譲渡の禁止)

第25条 助成決定者は、第4条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、理事長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の助成対象活動に適用する。